

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成 21 年 10 月 9 日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 34 号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成 18 年 6 月 9 日京都市条例第 8 号）中第 2 条の規定の施行期日は、平成 21 年 10 月 13 日とする。

（教育委員会事務局総務部調査課）